

## 第2章 公務災害及び通勤災害の認定

### 第1節 公務災害の認定

#### 第1 公務災害とは

- 1 負傷したり、疾病を発症したりした場合には、直ちに応急処置として病院・診療所等の医療機関を受診することとなりますが、それが公務災害として補償の対象となり得るためには、その災害が公務上の災害として認定されることを要します。
- 2 公務上の災害として認められるためには、災害発生時における「公務遂行性」が認められなければなりません。公務遂行性とは、一般的には、任命権者から通常又は臨時に割り当てられた職務を遂行している場合をいい、職務に付随する行為を遂行している場合などもこれに含まれますが、概念的には、具体的な時間的・場所的状态を指すだけのものではなく、職員が任命権者の支配管理下にある状態をいいます。
- 3 公務遂行性のあることを前提に、公務起因性が認められれば公務上の災害と認定されます。公務起因性とは、公務に内在する危険が現実化したものと経験則上認められること、すなわち公務と災害との間に相当因果関係があることです。
- 4 以上が、公務災害の基本的な考え方ですが、負傷の場合には、公務遂行性が証明され、公務起因性に対する反証がない場合には、公務起因性を認めることが経験則に反しない限り、一般的に公務による事故と認められるため、原則として、公務上の災害と認定されます。

これに対し、疾病の場合には、一般的に公務の場における有害因子の存在、有害因子へのばく露条件、発症までの時間的経過及び病態の各要件を満たしている場合には公務起因性が認められることとなります。つまり、公務起因性の判断が重要となり、公務の内容、素因の存在の有無、医学的判断などの検討が必要となります。特に、心・血管疾患、脳血管疾患及び精神疾患を発症した事案については、公務の過重性と素因とを比較して、どちらが相対的に有力な原因となったか慎重に判断する必要があります。※
- 5 地公災法上の「公務」とは何かについて、同法上具体的な明文規定はありませんが、公務上の災害か否かを判断する際には同法施行規則の定めのほか、「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日地基補第153号地方公務員災害補償基金理事長通知。以下「認定基準」という。）によることとされています。

この認定基準に沿って、どのような場合の災害が公務災害となるかについて、その概要を次項以降で説明します。

※公務起因性の反証事由となるのは、公務逸脱行為、公務離脱行為、恣意的行為、私用等の私的行為、自己又は他人の故意（未必の故意を除く。）、天災地変等の自然現象、流れ弾等の局外的事象、私的怨恨、素因等が考えられます。